

平成 23 年度統計法施行状況に関する審議における
重点的な審議課題（案）

1. 第1ワーキンググループ担当部分

(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	1
(2) ビジネスレジスター(事業所母集団データベース) の構築・利活用	2
(3) 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 経済統計の整理・再編	3
グローバル化の進展に対応した統計の整備	4
経済活動における生産性の計測	5

2. 第2ワーキンググループ担当部分

(1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に 対応した統計の整備	6
(2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労 働統計の整備	7
(3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整 備(国勢調査関係)	8

3. 第3ワーキンググループ担当部分

(1) 統計データの有効活用の推進	9
(2) 効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -	10
(3) 経済・社会の環境変化への対応 - 「統計の品質保 証」の取組を通じた見直し・効率化 -	11
(4) 緊急ニーズへの対応 - 東日本大震災を教訓とする 大規模災害時における統計の役割・対応の整理 -	12

1. 第1ワーキンググループ担当部分

事項	1 - (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
選定理由	<ul style="list-style-type: none">・国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹を成しているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置付けがなされている。・現在、当委員会が、平成 21 年度法施行状況審議結果に基づき提示した意見を踏まえ、平成 26 年度以降の予定を含む「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」に沿って、国際比較可能性の向上や推計精度向上等のための作業を進めているところであるが、今後とも、2008SNA への対応などの施策を着実に推進していく必要があると考えられる。・このため、引き続き、重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	内閣府、経済産業省、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、産業連関表作成府省庁（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）、一次統計作成府省

事項	1 - (2) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）は、各種統計調査、行政記録を共通事業所・企業コードを基にデータベース化するものであり、事業所・企業関係の統計調査の母集団情報を提供するとともに調査の重複排除による被調査者の負担軽減等に資するものである。 ・ビジネスレジスターは、平成 25 年 1 月から正式運用される予定であり、現在、当委員会が平成 21 年度法施行状況審議結果に基づき提示した意見を踏まえ、時系列データの整備、共通事業所・企業コードの保持・利活用、レジスター統計の整備等を推進している。 ・これらの施策は、今後とも着実に推進していく必要があると考えられ、引き続き、重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	総務省、財務省、特許庁

事項	<p>1 - (3) 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題</p> <p>経済統計の整理・再編</p> <p>グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <p>経済活動における生産性の計測</p>
選定理由	<p>経済統計の整理・再編</p> <p>経済統計に関し、第 期基本計画において指摘された事項や基幹統計に関する答申の今後の課題等の中には、相互に関連するものも見られ、これらの事項については、中長期的な視点に立ちつつ、横断的・体系的に対応することが適切であると考えられ、重点課題として審議する必要があると考えられる。</p> <p>第 期基本計画（平成 21 年 3 月 13 日）</p> <p>第 2 公的統計の整備に関し総合的・計画的に講ずべき施策</p> <p>1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(2)基幹統計の整備に関する方向性</p> <p>別紙</p> <p>3 将来の基幹統計化について検討する統計</p> <p>[サービス産業動向調査]</p> <p>調査開始（平成 20 年 7 月から）以降 3 年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計の整備</p> <p>ア 情報通信サービスに関する統計の整備</p> <p>別表</p> <p>「 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、<u>経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。</u>・・・」</p> <p>経済産業省企業活動基本調査の変更についての答申（平成 22 年 1 月 25 日）</p> <p>今後の課題</p> <p>「・・・<u>経済産業省企業活動基本調査、中小企業実態基本調査、海外事業活動基本調査など役割分担の明確化や重複是正の方策を検討する</u>・・・」</p>

選
定
理
由
(
続
き
)

グローバル化の進展に対応した統計の整備

企業の海外での生産活動が拡大しつつあること、国際分業の深化や企業による海外での研究開発の活発化等を勘案すると、グローバル化の下での企業活動の実態の把握について、重点課題として審議する必要があると考えられる。

第 期基本計画（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）（抄）

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

(2)基幹統計の整備に関する方向性

<別紙>

3 将来の基幹統計化について検討する統計

「・・・貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う・・・」

第 2 公的統計の整備に関し総合的・計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(7)グローバル化の進展に対応した統計の整備

<本文>

「グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。」

「・・・海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」

<別表>

「・・・輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計を作成・・・」

「・・・輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映・・・」

<p>選 定 理 由 (続 き)</p>	<p>経済活動における生産性の計測 経済活動のパフォーマンスを評価する上で、生産要素投入量や生産性の計測は重要な課題である。米国をはじめ幾つかの先進諸国においては既に、国民経済計算統計など加工統計の分野で生産性とイノベーションの計測が重視されている。これらを計測するためのデータの整備について、重点課題として審議する必要があると考えられる。</p> <p>第 期基本計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）(抄)</p> <p>第 2 公的統計の整備に関し総合的・計画的に講ずべき施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1)国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>ウ 年次推計に関する諸課題</p> <p>別表</p> <p>「・・・労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて具体的な結論を得る」</p>
<p>関 係 府 省</p>	<p>関係： 総務省、経済産業省 関係： 財務省、経済産業省 関係： 内閣府</p>

2. 第2ワーキンググループ担当部分

事項	2 - (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
選定理由	<p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>しかしながら、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <p>平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</p> <p>(参考)</p> <p>1 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。</p> <p>2 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</p> <p>厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成 24 年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。</p> <p>なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。</p>
関係府省	総務省、厚生労働省

事項	2 - (2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
選 定 理 由	<p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されてきており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>一方、我が国の雇用者数に占める非正規雇用者数の割合は引き続き増加傾向にあり、その形態も多様化している。このような非正規雇用者の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <p>平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性</p> <p>(参考)</p> <p>平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。
関 係 府 省	総務省、厚生労働省

事項	2 - (3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）
選 定 理 由	<p>国勢調査（基幹統計調査）は、我が国に居住する者に対する唯一の全数調査であり、その結果に基づき作成される国勢統計は最も基本的な統計であるため、基本計画では、調査実施上の課題について、平成 27 年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、広く世の中のニーズを踏まえて検討することとされている。</p> <p>こうしたことから、次回の国勢調査は平成 27 年実施とまだ 3 年余りあるものの、早期に検討に着手する必要があると考えられるため、重点課題として、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <p>国勢調査のインターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況</p> <p>東日本大震災が与えた影響を把握するための国勢調査における調査項目追加等の可能性</p>
関 係 府 省	総務省

3. 第3ワーキンググループ担当部分

事項	3 - (1) 統計データの有効活用の推進
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票情報の二次的利用（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供）や、統計データのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の活用など、統計データの有効活用の推進については、統計法及び基本計画に掲げられた公的統計の有用性の向上を図るための重要な視点となっており、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。 ・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、提供開始から3年を経た二次的利用の実態について、基本計画に盛り込まれた事項を中心に精査するとともに、例えば、教育コンテンツとしての活用に向けた研究や、擬似的なマイクロデータの作成に係る検討等、二次的利用を取り巻く新たな動向についても参考情報として把握しつつ、更なる利用促進に向けた方策等を検討することが必要であると考えられる。 ・ また、今回の審議では、更なる利用者の利便性向上を図る観点から、海外の利用者を含め、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を中心とした統計データ等の提供・情報発信等の実態を把握し、その取組の推進についても検討する必要があると考えられる。
関 係 府 省	総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

事項	3 - (2) 効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報等の活用は、正確かつ効率的な統計作成や、報告者負担の軽減等の観点から重要な課題とされ、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。 ・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、基本計画に掲げられた事項のうち、他のWGの検討対象外となっている事項を対象に、改めてその取組・検討状況を確認し、推進の余地等を検討する必要があると考えられる。 ・ なお、この検討に当たっては、行政記録情報等の活用に際して阻害要因となる電子化の状況や手続き上の制約等に係る対処方策、活用に当たっての事務・コストの発生等にも留意して行う必要があると考えられる。
関 係 府 省	総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

事項	<p>3 - (3) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>- 「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上 -</p>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的統計における「品質保証 (Quality Assurance)」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。 ・ 我が国では、基本計画を踏まえ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に沿った取組が進められているところであるが、2012年の国連統計委員会における「一般的な国家品質保証フレームワーク (NQAF)」の採択や、統計委員会からの日本品質管理学会に対する研究の要請など、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。 ・ このような環境変化の中、基本計画に掲げられた品質保証に関する取組状況を精査することにより、更なる推進の余地等について重点的に審議する必要があると考えられる。
関係府省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

事項	<p>3 - (4) 緊急ニーズへの対応</p> <p>- 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応 -</p>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画においては、大規模災害の発生などに伴う統計の作成・提供に係る緊急ニーズへの対応として、行政記録情報等の活用、既存統計の特別集計の実施、附帯調査の実施についての検討のほか、承認審査事務の簡素化・迅速化等の対応が掲げられている。 ・今般の東日本大震災に際しては、これらの対応に加え、地方公共団体や統計調査員の協力も得て、おおむね以下のような取組が行われてきた。 <ul style="list-style-type: none"> 報告期限の延長、調査実施・公表の延期等 調査・集計地域の一部除外等 上記の措置及びそれに伴う集計方法の変更等についての国民への周知（一元的な情報提供等） 被害地域における実査機能の実情把握・回復支援 実査回復後の適切な集計結果の公表（欠測値の補完集計、追加調査結果の集計等） ・このため、これらの状況を適切に記録に残すことを含め、今回の対応状況について集約して整理し、今後の教訓とするため、引き続き重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>